

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の選任届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

○ この付表は、**所得税・消費税の納税管理人の選任届出書と併せて提出してください。**

所得税・消費税の納税管理人の選任届出書に記載した代表者以外の納税者	(1) 納 税 地	(〒 -) (Tel - -)	(〒 -) (Tel - -)	(〒 -) (Tel - -)	(〒 -) (Tel - -)
	(2) 上 記 (1) の 区 分	住所地・居所地・事業所等	住所地・居所地・事業所等	住所地・居所地・事業所等	住所地・居所地・事業所等
	(3) 上 記 (1) 以 外 の 住所地・事業所等	(〒 -) (Tel - -)	(〒 -) (Tel - -)	(〒 -) (Tel - -)	(〒 -) (Tel - -)
	(4) 氏 名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(5) 生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生
	(6) 個 人 番 号				
	(7) 職 業				
	(8) 屋 号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(9) 法 施 行 地 外 の 住 所 又 は 居 所				
	(10) 出国 (予定) 年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	(11) 帰国予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	(12) 国 内 で 生 じ る 所 得 内 容	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()
	(13) 納税管理人の住所	(〒 -) (Tel - -)	(〒 -) (Tel - -)	(〒 -) (Tel - -)	(〒 -) (Tel - -)
	(14) 納税管理人の氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(15) 納税管理人の生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	
(16) そ の 他					
※ 整理欄 (記載不要)					

税 務 署	整 理 番 号		0						0						0						0																	
	番号確認	身元確認							☐ 済 ☐ 未済												☐ 済 ☐ 未済												☐ 済 ☐ 未済					
	確 認 書 類		個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（						個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（						個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（						個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（																	
	補 完																																					
整 理 欄																																						

(令和6年分以降用)

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の選任届出書付表 (2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、「所得税・消費税の納税管理人の選任届出書」を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、その付表として使用するものです。

2 記載要領等

「所得税・消費税の納税管理人の選任届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の選任届出書」の「2 選任・解任した納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うこととなりますので注意してください。

この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

なお、この付表の「(13) 納税管理人の住所」欄、「(14) 納税管理人の氏名」欄及び「(15) 納税管理人の生年月日」欄については、既に納税管理人を定めている方のみ記載します。

また、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。